

# 特定小売供給約款以外の供給条件

令和6年台風10号による災害に関する特別措置

令和6年8月30日 実施

九州電力株式会社

令和6年8月30日 20240829 資第2号 認可

この特定小売供給約款以外の供給条件は、電気事業法等の一部を改正する法律附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法第21条第1項ただし書の規定により特定小売供給約款以外の供給条件として認可を受けたものであります。

## 料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

令和6年台風10号により、令和6年8月28日、宮崎県および鹿児島県の67市町村に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村（令和6年8月28日以降、令和6年台風10号により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村を含む。）において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの令和6年7月（支払期日が8月29日以降となるものに限る。）、8月、9月および10月料金計算分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長する。

（実施期間満了日：令和6年12月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

（実施期間満了日：令和7年3月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災されたお客さま（契約種別が従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力、農事用電力のお客さまに限る。）で、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、令和7年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

（実施期間満了日：令和7年2月末日）